

分担金・拠出金の名称	アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金	平成28年度 予算額	53,773千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	APEC事務局				
国際機関の概要	APECは、アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組み。持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化及び連結性の強化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動を行っている。				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	APECは、これまでに、2020年までに自由で開かれた貿易及び投資を実現するとのポゴール目標を掲げ、関税及び非関税障壁の削減及び手続の簡素化、サービス貿易及び投資の標準化、知的財産権保護の促進、競争政策及び政府調達、各種規制の適切な実施、腐敗防止の促進、人の移動の自由化、経済連携協定の促進等、係る幅広い分野において、加盟国・地域に進展の貿易及び投資のに向けた行動を奨励し、数多くの成果を挙げている。また、2025年までにアジア太平洋地域に経済的、社会的連結性を強化するための目標を首脳レベルで合意し、物理的連結性、制度的連結性、人と人の連結性の3つの柱の下、地域的つながりを強化するための取組を実施して。これまでAPECで実施してきた取組の具体例をあげれば以下のとおり。2011年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議において、加盟国・地域が情報技術協定(ITA)の交渉開始にリーダーシップを発揮する旨合意し、翌年以降、実質的な交渉が開始されるに至った。また、同会議において、環境物品に対する関税を2015年末までに5%以下に削減することに合意したことを受け、翌2012年のウラジオストクAPECで合意を得た環境物品リストに基づき、現在までにほぼ全ての加盟国・地域において、その実現を果たした。1999年3月からAPECビジネス・トラベル・カードが導入され、域内ビジネスパーソンの自由な往来に大いに寄与している。APECは産業界との連携を重視し、1995年に開設された、民間委員から成るAPECビジネス諮問委員会(ABAC)と協働して、ビジネス界の意見をビルトインするシステムを内包し、地に足のついた議論を展開している。同じく自由貿易促進を主たる目的とするWTOの取組をコミットすべく、毎年5月に開催されるAPEC貿易担当大臣会合及び同11月の首脳会議において、独立文書の形式で、多角的貿易体制への支持に関する声明を发出しているほか、貿易円滑化協定の早期発効及びITA拡大交渉の早期妥結を後押ししている。その他、OECD、UNCTAD等の各国国際機関とも、各作業部会において関係者をオブザーバーに招く、あるいはプロジェクトを実施するにあたり、連携する等の例は枚挙にいとまが無い。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	本件拠出金は、APEC事務局の運営及びプロジェクトの実施に伴う経費を賄うものであり、規定の分担率に基づき、各加盟国・地域が応分負担する義務を負う。APECでは、地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に関する様々な取組が行われており、中でもアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現に向けた取組や連結性強化のためのインフラ開発投資の促進、サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備が進められている。これらは同地域に進出する日本企業のビジネス機会の拡大にも直結する重要な課題であり、我が国は、これら課題について、APECの予算を利用して、加盟国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施しているほか、首脳宣言、閣僚文及び閣僚声明等への反映を通じて日本に有利な経済環境の形成、確保に努めている。APECにおける意思決定はコンセンサス方式により行われ、各エコノミーには形式上平等な発言権が与えられているものの、我が国は、APEC設立当初からの米國と並ぶ最大の義務的拠出金負担国として、加盟国・地域からの信頼と期待も大きく、また、地域における有力国として、その発言には大きな影響力を有する。また、APECに設置されている複数のWGの議長、副議長ポスト(例:防災、交通、競争政策)を占め、当該WGの運営等に大きな影響力を行使している。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	APECの組織及び財政に係る課題は主に財政管理委員会(BMC)の場で議論されており、APEC事務局改革等の取組を通じて効率的なマネジメントに努めているほか、一部作業部会については、各部会の運営や機能、戦略的優先事項や活動の方向性等につき、外部専門家による検証を受け、指摘事項の報告を受ける「独立評価」の制度が導入され、組織及び業務の改善が図られている。また、財務についても、加盟国・地域に対する説明責任を果たすために、毎年、外部監査法人に委託する形で、会計監査を実施し、その結果はBMCに報告されるとともに、加盟国・地域にも共有されている。さらに、終了したプロジェクトを対象に、外部コンサルタント企業が長期的評価を実施する枠組みが新に導入される等、一層の透明性、公平性確保に向けた取組は継続的に行われている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状態	APEC事務局に各加盟国・地域から最大2名の職員を派遣できるという閣僚会議で承認された方針の下、我が国からは、上限枠の2名(外務省1名、経産省1名)をプログラム・ディレクター(課長級)として派遣している。我が国から派遣されている者は、APECに設置されている様々な委員会、WGの中でも主要委員会である貿易・投資委員会(CTI)のプログラム・ディレクターを務めている。また、もう一方の者も、投資関連WGのプログラム・ディレクターを務めており、両名とも事務局内で重要な役割を与えられている。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	①計画段階(Plan):BMC及び高級実務者会合(SOM)において、APEC事務局が提出する予算計画を精査・議論し、右結果を踏まえ、我が国拠出額の予算要求を実施。②実施段階(Do):義務的拠出金として予算拠出。③評価段階(Check):BMC及びSOMに対するAPEC事務局からの報告を通じて、APEC事務局の活動をモニタリング。④フォローアップ(Act):BMC及びSOMの会合の場やAPEC事務局長との会談を通じ、必要に応じて改善を提言を行う等、PCDAサイクルに則って、拠出金の適切な管理が担保されている。				
担当課・室名	アジア太平洋経済協力室				